900031

第14号様式（第８条関係）
（その１）

（解散時用：令和 7 年 9 月 4 日解散）

収　支　報　告　書

令和 7 年分

(ふりがな)
1 政治団体の名称
（ げろし ふるたはじめ こうえんかい
下呂市 古田はじめ 後援会

2 主たる事務所の所在地
下呂市 森 2479 番地

3 代表者の氏名
黒木 尚之

4 会計責任者の氏名
説田 三郎

事務担当者の氏名
細江 博之
(電話) 0576 - 25 - 5522

(電話)

岐阜県選挙管理委員会 受 -7.9.-9 付

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
☐ 政党の支部	☑ その他の政治団体
☐ 政治資金団体	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ ２以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	国会議員関係政治団体の区分
☑ 無	☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第１号に係る国会議員関係政治団体
☐ 有（この場合は以下を記入）	☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第２号に係る国会議員関係政治団体
公職の種類	公職の候補者の氏名
資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類

資金管理団体の指定の期間	国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
令和　年　月　日から	令和　年　月　日から
令和　年　月　日まで	令和　年　月　日まで

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

（全欄要記入）

	十億	百万	千	円
収入総額			←０	７０１
（前年からの繰越額）			←０	６７９
（本年の収入額）				２２
支出総額				０
翌年への繰越額			←０	７０１

２　収入項目別金額の内訳

（１）　個人の負担する党費又は会費	十億	百万	千	円
金額				
員数				人

（２）　寄附	金額								備考
ア　寄附（イを除く。）の区分	十億		百万		千		円		
（ア）　個人からの寄附									←様式（その７－１）の合計金額
［うち特定寄附］									
（イ）　法人その他の団体からの寄附									←様式（その７－２）の合計金額
（ウ）　政治団体からの寄附									←様式（その７－３）の合計金額
小計　（ア）＋（イ）＋（ウ）									
［寄附のうち寄附のあっせんによるもの］									←様式（その８）の合計金額
イ　政党匿名寄附									←様式（その９）の合計金額
合計　（ア＋イ）									

（その６）

（６）その他の収入

摘　　要	金　　額												備　　考
			十億			百万			千			円	
この頁の小計													
１件１０万円未満のもの											2	2	
合　　計											2	2	

（注）　１件あたりの金額（数回にわたってされたときはその合計金額）が１０万円以上のものについて、その基因となった事実ごとに、その金額を、年月日順に記載してください。

１件あたりの金額が１０万円未満のものにあっては、一括してそれらの合計金額を「１件１０万円未満のもの」欄に記載してください。

（その１７）

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が１００万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が１００万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が１００万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が１００万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が１００万円を超える借入金	□	☑	

（注）「有」に「レ」を記入した場合は、項目別に別葉で、様式（その１８）にその内訳を記載してください。

（その２０）

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

- 領収書等の写し
- 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和７年９月４日

政治団体の名称　下呂市吉田はじめ後援会

代表者の氏名　黒木尚之

会計責任者の氏名　該田三郎

（備考）
代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。